

令和8年度 建設工事入札参加資格審査申請要領

中讃広域行政事務組合

中讃広域行政事務組合へ建設工事の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、下記の要領により申請すること。この申請による入札参加資格の有効期間は1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）。また、この要領において、「営業所」とは本店(本社)・支店(支社)・営業所等をすべて含む。

記

- 1 提出部数 1部
- 2 受付期間 令和8年1月13日(火)～1月23日(金)（土・日曜日を除く）
- 3 提出方法 全ての事業者に対して原則郵送による受付とします。
ただし、やむを得ず持参する場合も可能としますが、**対面での審査は行わず、受領のみ**とします。

●郵送の場合：封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、一般書留又は簡易書留（レターパックも可）により送付、上記受付期間の最終日までに**必着**のこと

●持参の場合：上記受付期間内 9時～17時（12時～13時を除く）

●共通事項：A4のフラットファイル(色不問)に「6 提出書類」の順番に綴じて提出のこと
郵送・持参問わず受付票を返信するので必ず宛先を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を同封すること

4 受付場所及び送付先

〒764-0021

香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地

中讃広域行政事務組合 企画課 財政係

- 5 記入方法 黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入すること。
ただし記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とする。
また鉛筆での記入は不可とするが、これをコピーしたものは可とする。

※ 注意事項

- ◎ 本店又は支店等の1か所から申請する場合でも、本店と支店等で2か所から申請する場合でも、一括して申請書類を1部作成・提出のこと。なお申請できる営業所の上限は、主たる営業所を含めて2か所までとする。
- コピーで提出する書類は必ずA4判で提出すること。
- 原本で提出する書類がA4判より小さい時は、A4判の台紙に貼付すること。またA4判より大きい

時は書類を折り込んで対応すること。

- ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載すること。また上段には何も記載しないこと。
- 申請書及び添付資料に事実と異なる内容があった場合、入札参加資格者名簿から登録を抹消する。
- 当組合では、入札参加資格者名簿についてHP上で公表するため、個別通知はしない。

6 提出書類（申請前に十分確認すること）

No	提出書類	注意事項
1	建設工事入札参加資格審査申請書	指定様式 片面コピー。 代表者 職 氏名、受任者の 職 氏名、支店名の名称は正確に記入すること。
2	申請営業所調書	指定様式 本店のみで申請する場合は不要。
3	申請業種等調書	指定様式 本店のみで申請は(A)、それ以外は(B)を使用 ※2か所以上の営業所から申請する場合は、同一業種は重複申請できない。 ※申請する業種の許可を持つ営業所でなければ申請できない。
4	建設業許可証明書	コピー可。申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※ 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの「建設業者の詳細情報（業者概要）」のPDFファイルも可とする。 ※『建設業許可(更新申請中)証明書』を提出する場合は、申請後受領した建設業許可通知のコピーを令和8年3月1日(金)までに郵送(メール便含む)で追加提出(必着)すること。 ただし、やむを得ず持参する場合も可とする。
5	建設業許可申請書別表別紙2(1)又は(2)営業所一覧	A4判にコピー。支店等から申請する場合は必要。
6	委任状	支店等から申請する場合は必要。 指定様式 委任期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日まで。
7	誓約書	指定様式 本社(本店)名で記入すること。 ※誓約書(建設工事)の様式を使用すること。

8	完納証明書	コピー可。申請日直前3ヶ月以内のもの。 ○ 組合を組織する丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町及びまんのう町の営業所で申請する場合 ：下記「ア」・「イ」・「ウ」を提出すること。 ○ 香川県内かつ組合を組織する上記市町外の営業所で申請する場合 ：下記「イ」・「ウ」を提出すること。 ○ 香川県外の営業所で申請する場合 ：下記「ウ」を提出すること。 ア 営業所が所在する市町税全税目についての本店の完納証明書 【申請営業所所在地の役所・役場の税務課で交付のもの】 イ 香川県税全税目についての本店の完納証明書 【各県税事務所等で交付のもの】 ウ 「法人税(個人は所得税)」及び「消費税及地方消費税」の本店の完納証明書 【本店所在地を管轄する税務署で交付のもの、法人は様式その3の3、個人は様式その3の2】
9	経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書 (以下、総合評定値通知書) (<u>審査基準日が令和6年10月1日から令和7年9月30日の間のもの。(国土交通省許可で香川県外に本社がある建設業者及び香川県知事以外の知事許可の建設業者に限っては、令和6年9月1日から令和7年8月31日の間のもの。))</u>)	A4判にコピー。 ○ 申請日に間に合わない場合は、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高[別紙一]及びその他審査事項(社会性等)(別紙三)のコピーを提出し、左記通知書が交付され次第、そのコピーを<u>令和8年3月2日(月)までに郵送により(メール便含む。)</u>追加提出すること(必着)。なお<u>通知書を提出しなければ受付無効とする。</u> ※ <u>土木一式、建築一式、電気、管、舗装工事において、経営事項審査の平均完成工事高がない場合は、申請できない。</u>
10	技術職員名簿	A4判にコピー。香川県内に本社(本店)のある事業者のみ提出。(9の審査基準日時点のもの)
11	工事経歴書	A4判にコピー。建設業法施行規則様式第2号、申請日直前の2期分。 ※工事経歴がない場合も、様式に「工事経歴なし」と記載し提出すること。
12	営業所の写真	指定様式。片面コピー。 構成市町内の営業所で申請する場合のみ必要。 申請日直前3か月以内に撮影したもの。 ※必ず申請業種ごとに専任技術者が分かるようにすること。

7 申請後に必要な手続き

① 変更届出書の提出

申請後、申請内容（商号又は名称・所在地・電話番号・代表者・受任者）に変更が生じた場合や営業所を廃止した場合は、『建設工事入札参加資格審査申請書類に係る変更届出書』に必要書類（登記簿抄本のコピー・委任状）を添えて直ちに提出（郵送可）すること。なお使用印鑑の変更届は不要。

※年度途中において、支店・営業所への委任先変更は受付できない。次回申請受付時期での新規申請となる。

※事業所の合併若しくは分割等により、その資格を継承した場合は別途手続きが必要となるので、下記まで連絡のこと。

② 経営事項審査終了報告書の提出

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間は審査基準日（決算日）から1年7か月である。申請後に次期の決算に基づく経営事項審査を受審し、通知書を受け取った時は、『経営事項審査終了報告書』に通知書のコピーを添えて直ちに提出（郵送可）すること。未受審のため通知書の有効期限切れとなった者は、入札に参加できないので注意すること。

③ 辞退届（建設工事入札参加資格）の提出

申請後、廃業やその他の理由により入札参加資格の全部又は一部を辞退する場合は、『辞退届（建設工事入札参加資格）』を直ちに提出（郵送可）すること。なお許可が失効し、新規に許可を取得する予定がない場合も提出すること。

④ 債権者登録届

本組合発注案件において、落札者となった場合、その請負代金の支払の際に必要な支払先の口座等の情報を登録する「債権者登録届」を総務課へ提出すること。

提出の書式については、本組合ホームページ内の【トップページ】→【申込書等ダウンロード】→【総務課：債権者登録申出書】のページ内から書式をダウンロードすること。

なお、**債権者登録の内容（代表者、社名、口座等）が変更になった場合でも債権者登録内容の変更届が必要となるので注意すること。**

【問い合わせ先】 中讃広域行政事務組合 企画課 Tel (0877) 58-5321
(所在地 〒764-0021 香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地)